

令和8年4月17日（金）
学校人事課給与係
担当 高橋、黒崎
連絡先 027-226-4600

臨時代理の承認について

（群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則について）

学校人事課

1. 改正の概要

常勤職員との均衡を考慮し、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

- （1） 会計年度任用職員の勤勉手当の成績率の改正
- （2） 別表に定める通勤手当額を改正し、令和8年4月1日から交通用具使用者に係る通勤手当額の引き上げ
- （3） 群馬県公立学校等会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部改正により生じた項ずれに対応するための文言整理（「第十二条第二項第四号」→「第十二条第二項第一号」、「第十二条第二項第五号」→「第十二条第二項第二号」）
- （4） 群馬県公立学校職員の給与に関する条例第十六条第四項の新設に伴う文言整理

3. 施行期日

令和8年4月1日